

山辺町体育施設使用者名簿 ( 枚目 / 枚)

団体名	
代表者住所	
代表者氏名	
代表者電話番号	
使用月日・時間	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
使用場所	総合体育館（アリーナ・トレーニングルーム・幼児高齢者室・ミーティングルーム）・武道館・屋内ゲートボール場（すぱーく） テニスコート・野球場・多目的グラウンド

付添者（高校生以下の使用の場合で使用代表者と違う場合のみ記入）

住所	
氏名	
電話番号	

使用者名簿（指導者・付添者・見学者も含めて全員ご記入下さい）

	氏名		氏名		氏名
1		16		31	
2		17		32	
3		18		33	
4		19		34	
5		20		35	
6		21		36	
7		22		37	
8		23		38	
9		24		39	
10		25		40	
11		26		41	
12		27		42	
13		28		43	
14		29		44	
15		30		45	

※記入していただいた内容は個人情報の保護に関する法律を順守し、新型コロナウイルス感染症に関する  
 情報提供等の際には関係各所へ情報開示する場合がありますのでご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症感染防止策チェックリスト

## 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際はマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 利用者同士、十分な距離（できるだけ2 m以上）を確保すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 定期的に窓や扉を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- 国、県、各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に則して使用すること
- 使用者全員の名簿を提出すること

## 上記事項を使用者全員で厳守します

- 
- ※1 本チェックリストを守らない場合は使用をお断りする場合があります。
  - ※2 内容の確認のため□にチェックをご記入ください。

《山辺町体育施設使用者名簿》

( 枚目 / 枚)

	氏名		氏名		氏名
46		76		106	
47		77		107	
48		78		108	
49		79		109	
50		80		110	
51		81		111	
52		82		112	
53		83		113	
54		84		114	
55		85		115	
56		86		116	
57		87		117	
58		88		118	
59		89		119	
60		90		120	
61		91		121	
62		92		122	
63		93		123	
64		94		124	
65		95		125	
66		96		126	
67		97		127	
68		98		128	
69		99		129	
70		100		130	
71		101		131	
72		102		132	
73		103		133	
74		104		134	
75		105		135	

※記入していただいた内容は個人情報の保護に関する法律を順守し、新型コロナウイルス感染症に関する  
 情報提供等の際には関係各所へ情報開示する場合がありますのでご了承ください。

Ver. 2022.12.1